実現を図 奈良県高齢者が社会参加 る条例をここに公布する。 いきい きと活動することを促進して活力ある長寿社会の

令和五年三月二十七日

奈良県.

知事

荒

井

正

吾

奈良県条例第四十号

会の実現を図る条例 奈良県高齢者が 社会参加 11 きい きと活動することを促進して活 力ある長寿社

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策 (第八条—第十条)

第三章 その他の措置 (第十一条・第十二条)

附訓

れた人生を送ることが 人生百年時代 . を 目 \mathcal{O} できる社会の実現を図ることは、 前に迎え、 高齢者一人 人が健康長寿を享受し、 重要な行政課題である。 心豊かで満たさ

り、 がり、 活と人生を豊かにし、 力低下の予防及び介護予防に資することはもとより、 の主体的 \mathcal{O} 地域社会の活力の 課題を見据えたとき、 社会参加し、 かつ自発的な参加及び活動を促進することは、 1 さらに、 きいきと活動することが 維持及び向上のため、 高齢者が、 高齢者が地域社会の担い手とし 地域社会にお 極めて重要であ できる環境を整備するとともに、 生きが į١ て、 一人一人の 孤立することなく人とつ いと充実感をもたら て活躍することにつ 加齢に伴う心身 高齢者 なが 0 活

市町 利活 境づくり、 者が学びやすい きと活動することを促進するためには、就労しやすい環境づくり、 なくて 高 配齢者が 村、 動など地域活動に参加することができる環境づくり、 は 事業者、 その ならない。 地域社会において、 環境づくり、 他高齢者の 県民及び関係団体等と連携、 社会参加やい 高齢者が文化活動やスポ 孤立することなく きいきと活動することに 協力し、 人とつなが 総合的 ツ 活動に親しむことができる環 生涯学習や社会教育など高齢 Ď, か つ計 つながる対策等を、 社会参 ボランティ 声的 に推進して 加 ア 、や非営 11 き 玉 11

 \mathcal{O} ここに、 実現を図 り、 県民が ŧ 健康長寿を享受し、 0 て 地域社会の 活力 心豊か \mathcal{O} 維持及び で満 たされ 向 上 た 7 V 人生を送ることが て は活力ある長寿社会の実 できる社

現を目指 進等に きと活動することが かつ計画的に推進するため、 関し、 高齢者が 基本理念を明ら できる環境の 地域社会で、 この かに 条例を制定する。 整備とともに、 L 孤立することなく人とつながり、 てそ \mathcal{O} 方向性を示 主体 的 カン これらに つ自 発的 関する施策を総 な参 社会参加 加 及び 動 11

第一章 総則

(目的

ある長寿社会の実現に資することを目的とする。 関する施策の基本となる事項を定め、 責務並びに事業者、 社会参加し、 ることができる社会の実現を図り、 この条例は、 県民が健康で自立して長く生きることを享受し、 心豊か に、 関係団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、その促進に 高齢者が、 活発に活動することの促進に関して、 地域社会におい もって地域社会の活力 その施策を総合的 て、 孤立することなく 心豊かで満たされた人生を送 かつ計画的に推進することに の維持及び向上並び 基本理念を定め、 、人とつなる に活力

(定義

条例 に お 11 て、 次 0 各号に掲 げ る用 語 \mathcal{O} 意義は 当該各号に定め るところ

- する団体又は個人並び 整備並びに高齢者の主体的かつ自発的な社会参加及び活動を促進する取組をい となく人とつ 高齢者の 関係団体等 社会参加 なが 福祉、 n, 等の環境づ 社会参加 教育、 に自治会、 文化、 くり 老人クラブその他地域におい 等 スポーツ及びその他の多様な分野にお 心豊かに、 高齢者 活発に活動することが が、 地域社会に お て高齢者の社会参加 V て、 できる環境 孤立するこ 1 て活動
- (基本理念)

等の環境づ

くり等に寄与する活動を行う団体又は個人をいう。

第三条 心豊か 行わなければならない。 高齢者が、 に、活発に活動することを促進する施策は、 地域社会におい て、 孤立することなく人とつなが 次に掲げる事項を基本理念として ̈́η, 社会参 加

が の予防及び 高齢者の社会参加等の環境づくり等は、 域社会の か 介護予防に資することはもとより、 活 さらに、 力の 維持及び 高齢者が地域社会の 向 \mathcal{O} ため、 人 生きが 極 担 人の 8 て重要で V 手と 1 加 と充実感をもたら 齢に伴う あると 7 活 躍す 心 \mathcal{O} 身 認 0 ることに 識 活 の下、 力の低下 生活

進すること。

- 連携及び協力 高齢者の社会参加等の環境づくり等に関 して推進することが重要で あること。 L ては、 市 町村、 事業者、 関係団体等と
- 自主性が十分に尊重されること。 高齢者の 社会参加等 \mathcal{O} 環境づ くり 等の 促進に当たっ て は、 個 人 0 心 身等 \mathcal{O} 状 況 B

(県の責務)

第四条 者の社会参加等の環境づくり等の促進その る責務を有する。 県は、 前条に定め る基本理念 以下 他必要な施策を総合的 「基本理念」 とい う。 か に つ計画的に実施す \mathcal{O} 0 لح り、

(事業者の役割)

第五条 推進する人材の育成に努めるも 働き方を実現することができるよう、 事業者は、 基本理念に のっとり、 のとする。 職場環境の整備及び就労の 高齢者一人 人 の適性や生活様式等に応じた 促進並びにこれらを

(関係団体等の役割)

第六条 加 等 \dot{O} 環境づ 関係団体等は、 り等に 努めるも 基本理念に \mathcal{O} とする。 \mathcal{O} 0 とり、 県及び市 町 村と連携 て高齢者の 社会参

(県民の役割)

- 第七条 社会参加し、 防の重要性並びに生涯にわたり、 らに取り 県民は、 組 むよう努め 心豊か 基本理念にの に、 るものとする。 活発に活動することの重要性につい 0 とり 地域社会において、 加齢 に伴う心身 \mathcal{O} 孤立することなく 活力 の低下 て理解を深 \mathcal{O} 予防及 め、 人とつながり、 CK 自らこれ 介護予
- 2 に協力するよう努め て理解を深め、 県民は、 基本理念にの 県、 るもの 市町 村及び関係団体等が行う高齢者の社会参加等の環境づく つとり、 いとする。 高齢者の 社会参. 加等の 環境づ ŋ 等 \mathcal{O} 重要性 0 11

第二章 基本的施策

(高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進)

第八条 対 か つ自発的に 次 \mathcal{O} 県は、 \mathcal{O} 促進に必要な施策を講ずるも 各号に 高齢者が、 掲げ 社会参加 る活動に係る機会の 地域社会におい 心豊かに、 \mathcal{O} いとする。 て、 提供その 活発に活動することが 孤立することなく 他 0 高齢 者 $\bar{\mathcal{O}}$ 社会参. 人とつ できるよう、 なが 加 等 り、 \mathcal{O} 環境づく 高齢者に 主体的

- 一就労の継続、再就職又は起業等
- ボランティア活動、 自治会に係る活動その他の高齢者が 地域におい て行う活動
- 三 生涯学習、 社会教育その 他の 高齢者の学習 に係る活 動
- 兀 文化活動、 スポーツ 活動その 他の 高齢者が親しむことのできる活
- 五 その他高齢者の社会参加等を促す活動

(啓発等)

第九条 県民、 の必要な施策を講ずるものとする。 かつ自発的に、 事業者及び関係団体等に対し、 県は、 高齢者が、 社会参加 地域社会において、 心豊かに、 それぞれの役割について、 活発に活動することを効果的に促進するため、 孤立することなく人とつながり、 広報及び啓発その他 主体的

(人材等の育成)

材及び関係団体等の育成その 県は、 高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進を図るため、 他の必要な施策を講ずるものとする。 地域における人

第三章 その他の措置

(国、市町村及び関係団体等との連携及び協力等)

第十一条 当たっては、 (財政上の措置) 県は、 国 高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進その他必要な施策の推進に 市町村、 事業者及び関係団体等と連携し、 及び協力するものとする。

第十二条 必要な施策を実施するため、 のとする。 県は、 基本理念に基づき、 効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるも 高齢者の社会参加等 の環境づ 'n 等 \mathcal{O} 促進そ \mathcal{O}

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。